塩谷南那須 教育事務所

ふれあい学習課



「人権意識を高める」ということ(2)

人権意識を高める学習内容【様々な人権問題】を知る①

前号では、個別的な視点からのアプローチとして15の「様々な人権問題」を確認しました。 今号から、これらを5つずつに分けて御紹介します。

女性

「男は仕事、女は家庭」のような固定観念によって、女性が不利益を受ける問題のことです。 また、夫やパートナーからの暴力(DV)や性犯罪、売買春、セクハラなどの問題もあります。 世界的な運動となった【#Me Too】も記憶に新しいところです。

子ども

子どもの人権という言葉は、ある一定の狭い範囲を指す言葉です。なぜなら、人権は大人も子どもも同様に保障されるものだからです。しかしながら、「子ども特有の人権問題」は存在します。子どもだから侵害されてしまう問題と言い換えることもできるでしょう。

例えば、子ども間のいじめ、不登校、教師による体罰、児童虐待、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用等を挙げることができます。

子どもは大人同様、人権を保障されています。それは、日本国憲法をはじめ、児童福祉法や 児童憲章、教育基本法等において基本原理や理念が示され、さらには国際的にも児童の権利に 関する条約(子どもの権利条約)において権利保障の基準が明らかにされています。

高齢者

平均寿命の大幅な伸びや少子化が進むなかで、日本は超高齢化社会を迎えています。高齢者は、社会的に弱者となる場合も多く、そのような中で就職に関しての差別、要介護高齢者への身体的・心理的虐待、家族による財産処分などの問題が生まれています。

障害者

障害の有無にかかわらず、誰もがあらゆる場所で共に日常生活を営み、幸福な人生を目指す 社会が当たり前であるというノーマライゼーションの考え方が大前提です。この考え方を基本 理念としているのが障害者基本法です。しかしながら、就職の際に不当な扱いを受けたり、入 居や入店を拒否されたり、施設等で身体的な虐待を受けたりするといった問題も散見されてい ます。こういった差別を解消するため、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推 進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。

同和問題

歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、特定の地域出身やそこに住んでいることを理由に差別を受けるなどの問題を同和問題といいます。また、部落差別とは「ムラ差別」であり、別のムラが特定のムラを差別するという過程も、同和問題の原因です。さらに、身分的差別とはいえ単純に江戸時代の身分制度によるものとするのは浅はかであり、歴史的にはもっと遡ることができます。しかし、これらの問題が現代における結婚差別や就職差別、インターネットを利用した差別情報の流布等につながっています。平成28年には、部落差別のない社会を目指して「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。